公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和3年5月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 金成ショッピングセンター 栗原市金成小迫荒﨑22番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号

- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役 大南 淳二 宮城県仙台市青葉区中央3丁目3番3号	マックスバリュ南東北株式会社 代表取締役 大南 淳二 宮城県仙台市青葉区中央3丁目3番3号
DCMホーマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1番1号	DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目 1番21号	

株式会社大創産業	株式会社大創産業
代表取締役 矢野 靖二	代表取締役 矢野 靖二
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番
1 4 号	1 4 号
株式会社Perezoso	
代表取締役 田村 幸	
仙台市宮城野区扇町7丁目8-6	
株式会社ホーマスキリンヤ	株式会社ホーマスキリンヤ
代表取締役 高柳 裕臣	代表取締役 高柳 裕臣
岩手県一関市大町4番地21号	岩手県一関市大町4番地21号

4 変更の年月日

令和3年3月1日 (DCM株式会社) 令和2年2月15日 (株式会社ツルハ) 令和2年1月31日 (株式会社Perezoso)

5 届出年月日 令和3年4月13日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課,宮城県県政情報センター,栗原地方県政情報コーナー及び栗原市役所

7 縦覧期間

令和3年5月21日から令和3年9月21日まで(ただし、閉庁日を除く。)

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宫城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」 (平成19年2月1日経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。